

別紙ー2 廃棄物の排出海域

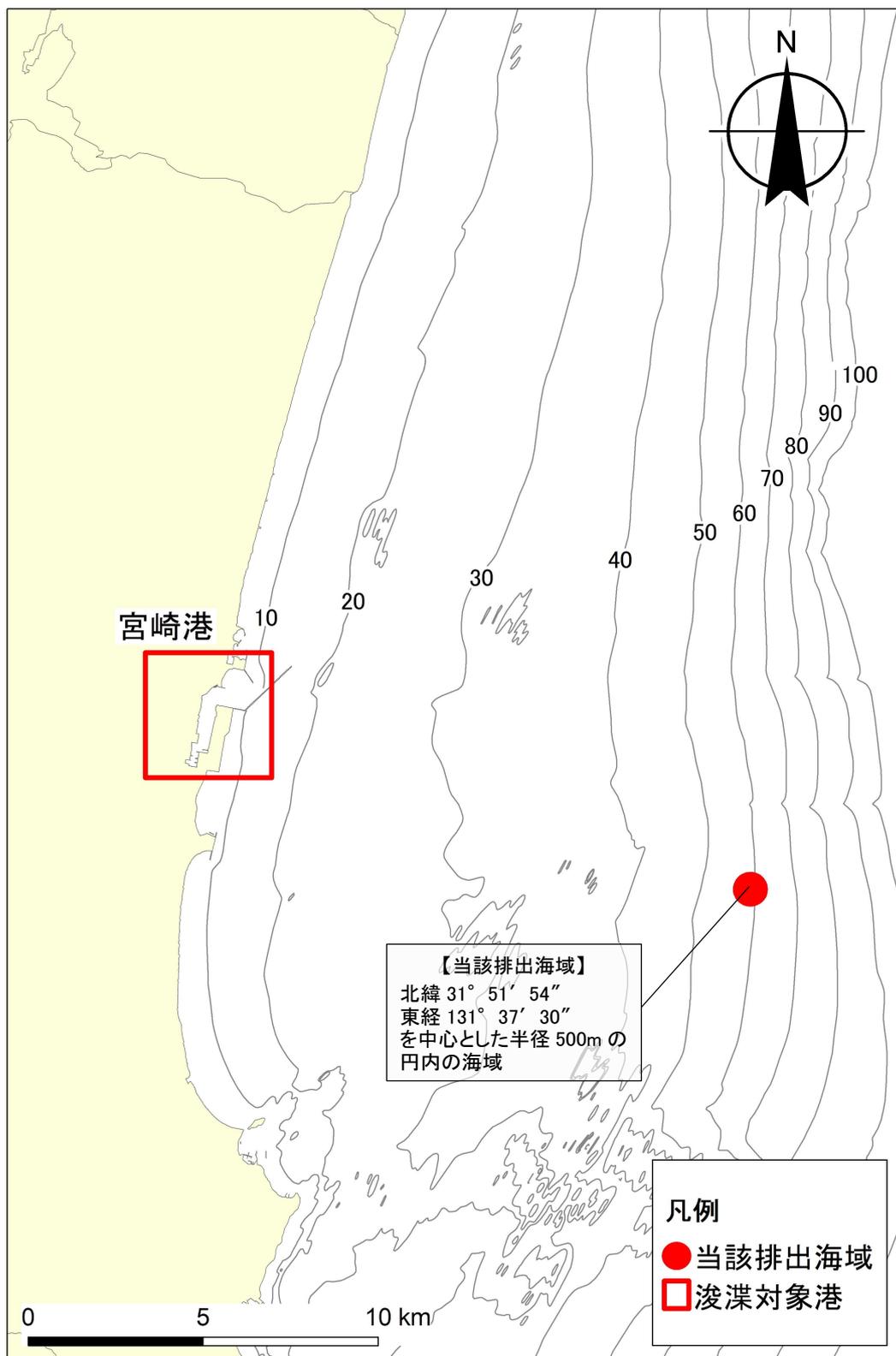
排出海域は、宮崎港から東に約 16 km の地点（北緯 31° 51' 54"、東経 131° 37' 30"）を中心とした半径 500m の円内の海域（以下、「当該排出海域」という。）とした（図 2.1 参照）。

当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を越えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。

なお、当該排出海域は、海底環境や生態系、海底ケーブルの敷設状況を確認し事業による著しい影響が生じないことが確認されており、近隣漁業関係者との協議により同意が得られた海域を選定した。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、排出海域の範囲を設定した。なお、グラブ浚渫船による投入において、航行中の排出は行わないが、潮流により船舶が流され当該排出海域から外れた場合は、投入作業を中断し、改めて当該排出海域に排出船を移動させた上で投入を行う。

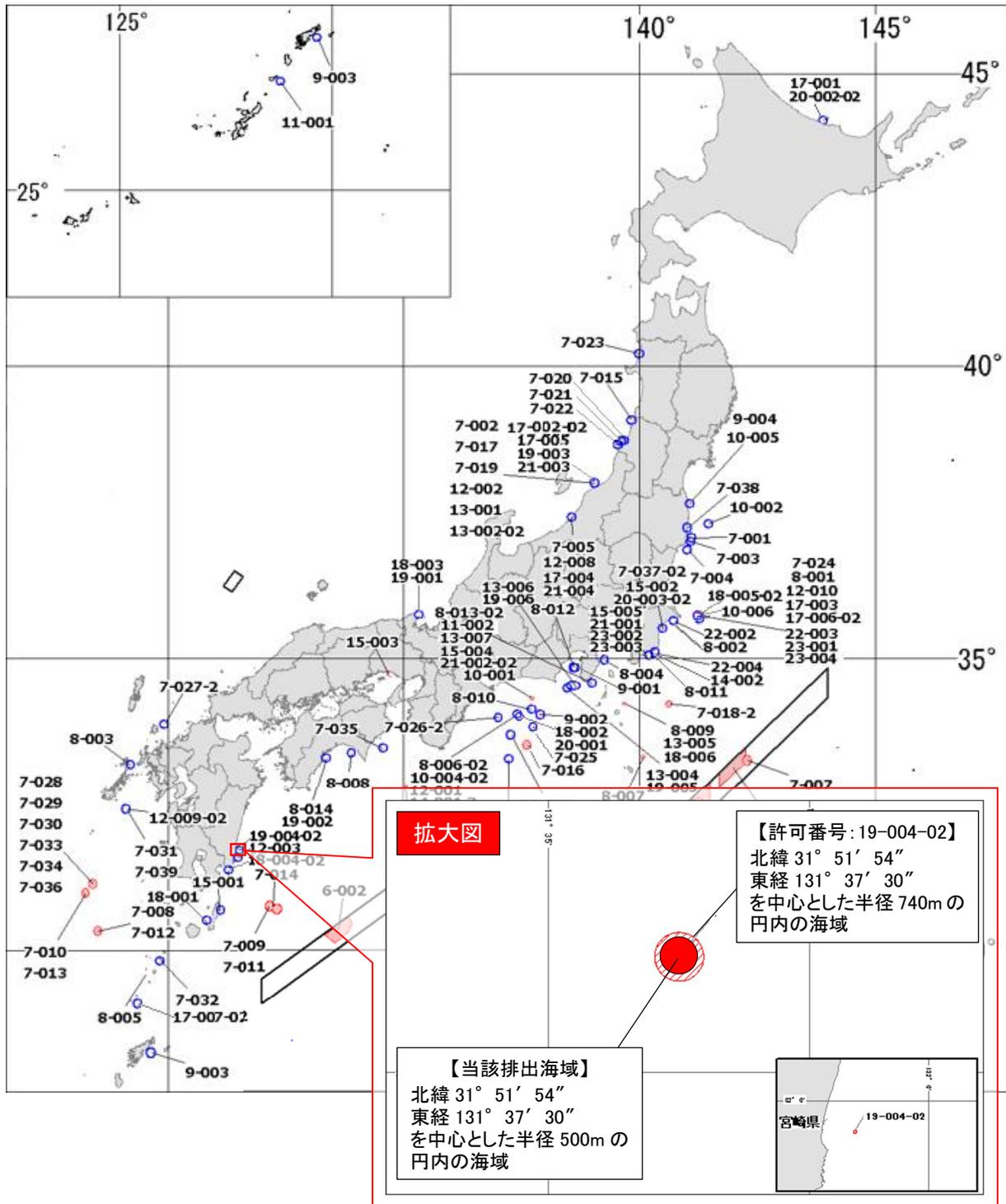
また、当該排出海域における他事業での海洋投入の状況について把握するため、環境省ホームページに掲載されている、船舶からの海洋投入処分許可発給状況（令和 5 年 11 月時点）を確認した。これによると、当該排出海域と重複する海域で、廃棄物海洋投入処分許可を受けている事業が 1 件（許可番号：19-004-02）確認されたが、当該事業の処分期間は、2024 年 8 月 31 日までとされており、本事業の処分期間とは重複しない（図 2.2 参照）。

一方、現時点において海洋投入処分許可の発給はされていないものの、宮崎港から約 12 km の距離にある青島漁港においても、当該排出海域と重複する海域での海洋投入処分が計画されていることから、将来的には、同一の排出海域に 2 事業分の浚渫土砂が排出されることになると見込まれる。



出典)「海底地形デジタルデータ M7008」((財)日本水路協会、平成 27 年)、「海底地形デジタルデータ M7003」((財)日本水路協会、平成 30 年)より作成。

図 2.1 当該排出海域



出典) 「海洋汚染等及び海洋災害の防止に関する法律第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」 (https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/senpaku_table.html、令和 5 年 11 月確認) より作成。

図 2.2 当該排出海域と許可発給を受けている其他排出海域の位置関係